

◇ 速度取締り指針 ◇

- 幸手警察署管内では、交通事故の発生状況や住民の皆様の要望などに基づいて、次の路線や時間帯を重点に、交通事故を抑止するための速度取締りを行います。

速度取締りの重点路線、時間帯等

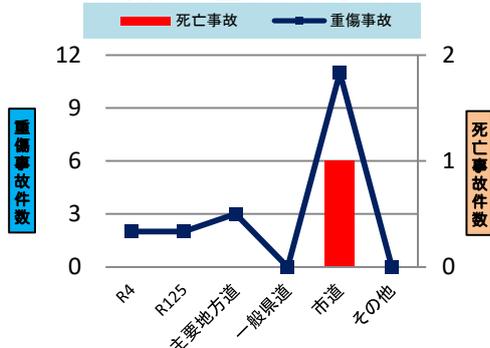
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道・県道 市道	9:00~12:00 14:00~17:00	管内全域	40km/h(指定) 30km/h(指定)

上記路線のほか、実勢速度が高い
国道4号線・125号線
通学路等の生活道路
で可搬式オービスでの速度取締りを行います。

【重点路線等の選定理由】
上記路線は実勢速度が高く、重大事故の発生が懸念されています。
よって、実勢速度を抑制して重篤な被害の軽減を図るため、速度取締りを強化します。

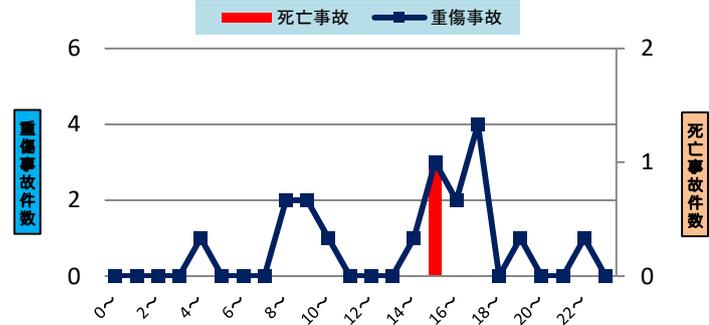
<管内における交通事故発生状況> (令和6年12月末現在)

路線別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は令和6年12月現在、市道において1件発生しています。
- 重傷事故においても市道で多く発生し、過半数を占めています。

時間帯別死亡・重傷事故発生状況



- 死亡事故は薄暮時間帯に発生しています。
- 重傷事故は、午前中及び薄暮時間帯にかけて多く発生しています。

～令和6年12月末現在～

- 幸手警察署管内では、令和6年中、市道において死亡事故が1件発生しています。
- 重傷事故は18件中11件が市道において発生しており、全体の61%を占めています。
- 市街地における交差点での事故、対横断歩行者との衝突事故が多発しています。

その他の交通指導取締り

- 交差点での事故を抑止するため、横断歩行者等妨害違反、信号無視違反、一時不停止違反等の交差点関連違反の取締りを強化します。
- 重傷事故が多発している県道、市町村道を中心に速度違反の取締りを強化します。
- 国道、県道等主要幹線道路を中心に、速度超過抑止のため、パトカーや白バイでの警戒走行を実施します。
- このほか、交通事故発生状況に応じた各種違反の取締りを推進します。